

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、平成22年3月26日から1か月間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成22年4月5日

さいたま地方法務局長 西川 優
記

氏名 奈良橋秋夫

所属する土地家屋調査士会 埼玉土地家屋調査士会

登録番号 埼玉第883号

事務所の所在地 埼玉県本庄市本庄3丁目5番7号

違反行為 筆界確認に係る立会証明書への虚偽記載